

役員報酬規程

公益社団法人日本オリエンテering協会

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテering協会（以下「JOA」という）定款第26条に基づき役員の報酬の支給に関する事項を定める。

(報酬決定)

第2条 役員は無給とする。ただし次の各号に規定する報酬は受け取れるものとする。

- (1) 常勤理事は、理事会において決定する報酬
- (2) 監事は、社員総会において決定する報酬
- (3) JOAの「旅費規程」に従って支給する旅費
- (4) JOAの「謝金規程」に従って支給する謝金

(報酬額)

第3条 前条第1号に定められる常勤理事の年額報酬は600万円を上限とし、具体的な報酬額の決定に際しては、経験・能力等を考慮して定める。

(支給方法及び支給日)

第4条 常勤理事および監事の報酬は、毎月20日に年額報酬の12分の1を月額報酬として支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は前日に繰り上げて支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤理事には、報酬とは別に通勤手当を支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、定款第26条第2項で定めるとおり、社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした平成24年6月5日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年6月8日改訂、施行する。